

逗子市訪問型サービス（みなし）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A 1	1111	訪問型サービスⅠ		1,168	1月につき	
A 1	1113	訪問型サービスⅠ・初任	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818
A 1	1114	訪問型サービスⅠ・同一	1,168単位			1,051
A 1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		736
A 1	2111	訪問型サービスⅠ日割				38
A 1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27
A 1	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一			34	
A 1	2115	訪問型サービスⅠ・日割・初任・同一	38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A 1	1211	訪問型サービスⅡ		2,335	1月につき	
A 1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635
A 1	1214	訪問型サービスⅡ・同一	2,335単位			2,102
A 1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472
A 1	2211	訪問型サービスⅡ日割				77
A 1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54
A 1	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一			69	
A 1	2215	訪問型サービスⅡ・日割・初任・同一	77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A 1	1321	訪問型サービスⅢ		3,704	1月につき	
A 1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593
A 1	1324	訪問型サービスⅢ・同一	3,704単位			3,334
A 1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334
A 1	2321	訪問型サービスⅢ日割				122
A 1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85
A 1	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一			110	
A 1	2325	訪問型サービスⅢ・日割・初任・同一	122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A 1	2411	訪問型サービスⅣ		266	1日につき	
A 1	2413	訪問型サービスⅣ・初任	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186
A 1	2414	訪問型サービスⅣ・同一	266単位			239
A 1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一	※1月の中で全部で3回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167
A 1	2511	訪問型サービスⅤ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		270
A 1	2513	訪問型サービスⅤ・初任				189
A 1	2514	訪問型サービスⅤ・同一			243	
A 1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一	270単位 ※1月の中で全部で7回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	
A 1	2621	訪問型サービスⅥ		285	1月につき	
A 1	2623	訪問型サービスⅥ・初任	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200
A 1	2624	訪問型サービスⅥ・同一	285単位			257
A 1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	※1月の中で全部で11回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180
A 1	8000	訪問型サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A 1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1日につき
A 1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき	
A 1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき	
A 1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき	
A 1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき	
A 1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき	
A 1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき	
A 1	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき	
A 1	4001	訪問型サービス初回加算	ト 初回加算	200単位加算	200	
A 1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	チ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A 1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A 1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A 1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A 1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算		
A 1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算		
A 1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(6)介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (3)で算定した単位数の80% 加算		